

北見市上下水道審議会資料

平成 29 年 7 月 26 日

目 次

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1 . これまでの答申について | 1 ~ 11 |
| 2 . 現在の水道料金と下水道使用料について | 12 ~ 16 |
| 3 . これまでの経営状況と長期見通しについて | 17 ~ 20 |
| 4 . 料金の算定方法について | 21 ~ 25 |

上 下 水 道 局

1. これまでの答申について

(1) 平成21年11月

項目	料金体系	水道料金	下水道使用料
答申内容	各自治区の「料金体系を統一(注1)」する。 基本料金と従量料金による「2部料金制(注2)」とし、「基本水量(注3)」は設定しない。 水道料金は、「口径別料金体系(注4)」とし、住宅用と住宅用以外の「用途(注5)」を設定する。 下水道使用料は、8立方メートルと500立方メートルを基準として、「累進使用料制(注6)」を採用する。	料金を12.50%引き上げる。 厳しい社会経済情勢に配慮した「激変緩和措置(注7)」を行う。	使用料を11.87%引き上げる。

答申を受け、市としての対応を検討した結果、答申のとおり料金体系を統一し、水道料金を12.5%、下水道使用料を11.87%引き上げる条例改正案を市議会に提出し、議決を得た。

【参考】

項目	説明
注1 料金体系の統一	平成18年3月の合併直後は旧市町の水道料金と下水道使用料を適用していた。
注2 2部料金制	料金を、使用した水量に関わらず一律に負担する基本料金と、使用した水量に応じて負担する従量料金の合計額とすること。
注3 基本水量	基本料金に含まれる水量。合併前の旧北見市では基本水量を設定し、8立方メートル使用までは同一料金(基本料金のみ)としていた。 8立方メートルまでは量を気にせずに使用ができる一方で、節水努力が料金に反映されないなど不公平感も生じていたことから、廃止が議論された。
注4 口径別料金体系	料金を、設置している水道メーターの口径の違いによって差をつけること。 メーターの口径が大きいほど一度に多くの水を使うことができることから、小さな口径のメーターを設置している場合の料金を安く、大きな口径のメーターを設置している場合の料金を高く設定する。
注5 用途	料金を、用途の違いによって差をつけること。生活用水の確保の観点から、住宅用の料金を安く設定する。
注6 累進使用料制	使用した水量に応じた従量料金の単価を、水量が多いほど高く設定すること。
注7 激変緩和措置	市民負担の急激な増加を避けるため、料金を段階的に引き上げること。(H22で12.5%×1/3、H24で12.5%×2/3、H26で12.5%×3/3とした。)

(2) 平成25年11月

項目	水道料金	下水道使用料
答申内容	平成26年度から平成29年度における水道料金は、期間内の収支の見通しが概ね良好であることから、現行料金を維持することが適当である。	下水道事業の安定経営の観点から、現在生じている資金不足を解消することを目指すべきである。 このため、下水道事業の効率化、運営経費の見直し、使用料の増額改定等の検討を総合的に行うこと要望する。 使用料の増額改定に当たっては、厳しい社会情勢を考慮し、その改定幅は必要最小限とすべきである。

答申を受け、市としての対応を検討した結果、下水道使用料を3.9%引き上げる条例改正案を市議会に提出し、議決を得た。

平成21年11月12日

北見市長 小 谷 每 彦 様

北見市上下水道審議会
会 長 寺 西 照 夫

「水道料金及び下水道使用料の再編について」（答申）

平成19年6月13日付で諮問のあった「水道料金及び下水道使用料の再編について」、本審議会は慎重に審議をした結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

【答 申】

北見市の水道料金及び下水道使用料につきましては、合併時にオホーツク圏北見地域合併協議会におきまして、住民サービスの地域間格差の是正、負担の公平性の観点から、合併後に一元化することが定められ、その調整内容について、新市の新たな審議会のもと再編することとし、平成19年6月に市長より諮問を受け、再編にあたって、現行料金や各地区の状況、他都市の料金体系などを勘案しながら、審議してきたところであります。

また、水道事業におきましては、平成19年度の河川高濁度水による断水の対策や送水管複数化などの災害対策、下水道事業におきましても、浸水対策や合流改善事業など、喫緊の課題があり、さらには、老朽化した施設整備等の更新経費の増加も、近い将来、大きな課題になることが見込まれております。

さらに、料金収入につきましても、人口が減少傾向にあることから、収入の伸びに多くは望めない状況であり、経営に対する影響が懸念されているところであります。

このことから、答申にあたっては、料金体系の統一を進めるとともに、併せて料金水準の見直しを行い、市民生活のみならず企業活動を含めた社会経済活動の基本である上下水道事業を将来に向け、安定的に運営することができるよう慎重に審議を進めてきました。その結果について、答申いたします。

1. 料金体系

- (1) 料金体系については、各地区ごとに設定しているが、合併して、一つの市となったことや今後、水道事業の統合を控えていることから、統一料金体系とする。
- (2) 具体的な料金体系として、基本料金と従量料金による2部料金制とし、不公平感を感じさせる要因となっていた基本水量については、設定しないこととする。
- (3) 水道料金については、口径別料金体系とするが、市民生活に欠かせないライフラインとしての役割に配慮し、住宅用と住宅用以外の用途を設定する。
また、浴場用については、法令等の趣旨を鑑み、据え置きとする。
- (4) 下水道使用料については、8立方メートル及び500立方メートルを基準として、累進使用料制を採用する。

2. 料金改定について

- (1) 算定の期間は、料金適用の期間となる平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間とし、総括原価により算定する。
- (2) 改定率については、算定期間における収支計画から、水道料金で 12.50% 下水道使用料で 11.87% とする。
- (3) 水道事業については、内部留保資金の現況も勘案し、厳しい社会情勢に配慮した激変緩和措置を行うこととする。
- (4) 料金表については、別表のとおりとする。

【意見】

次に、答申に至る審議の過程で、次のような意見があったので十分な対応を図られるよう意見を付すところであります。

(1) 急激な負担変更に対する配慮

料金統一・料金改定にあっては、市民生活へ直接影響を及ぼすことから、激変緩和措置など十分に配慮すること。また、用途についても、公平な負担の観点から、原則、廃止することはやむを得ないが、各市町で、さまざまな背景のもと設定してきた経緯もあることから、移行にあたって十分に配慮すること。

(2) 企業努力

今回の料金改定にあっては、現在の経営状況や喫緊の事業を勘案した場合、避けることはできないものと認めるが、企業局においても、公営企業の原則である公共性と経済性の確保に最大限の努力を傾注すべきであり、人件費の抑制や事務事業の効率化など、今後について、さらに努力すること。

(3) 市民周知

統一料金移行にあたっては、十分に周知などの準備期間をもって、市民に混乱を与えないよう配慮すること。

(4) 料金等の見直し期間

今回の料金算定については、平成22年度から平成25年度までを算定期間として、改定を行ったところであるが、適正な料金負担のあり方を考慮し、今後についても、4年毎に料金等の見直しの議論を行うこと。

(5) 制度の統一

水道メーターの扱い、水道加入金や下水道受益者負担金・分担金などの制度についても、負担の公平性に留意し、十分に検討すること。

平成25年11月18日

北見市長 櫻田 真人 様

北見市上下水道審議会
会長 堀内 淳一

水道料金及び下水道使用料に係る答申について

本審議会は、市長から平成25年6月10日付けで諮問のあった「水道料金及び下水道使用料について」に関し慎重に審議し、結論を得たので以下のとおり答申します。

なお、水道料金、下水道使用料のあり方については、本答申の趣旨を尊重されるとともに、十分検討を行ったうえで判断されるよう要望します。

この度の諮問については、平成26年度から平成29年度の4年間を算定期間とし、この期における適正な水道料金、下水道使用料のあり方について議論を求められたものである。

本審議会では、現在の財政状況、また今後の収支見通しになどについて、4回に渡って議論を行うとともに上下水道施設の現地視察を実施し、水道事業、下水道事業の課題を整理した結果、今期における水道料金、下水道使用料について、以下のとおり答申する。

1) 水道料金について

< 結論 >

平成26年度から平成29年度における水道料金は、現行料金を維持することが適当である。

< 結論に至った経過 >

水道事業においては、施設の老朽化対策を着実に実施するなど、水道水の安定供給を維持することが最大の経営課題とされているところである。

今期の収支見通しにおいては、前期において決定された統一料金が適用され、料金水準が改定されることに伴う収入増などにより、収益的収支における繰越利益剰余金の状況、また資金の状況とも概ね良好であることが見込まれる。

上記のことから、頭書の結論に至ったものである。

< 意見 >

今期の経営状況は概ね良好であるが、今後においては、老朽化した水道管などの更新に加え、人口減少による水需要の減少など厳しい経営環境が想定されることから、引き続き経費の抑制に最大限努め、北見市上下水道ビジョンに基づく事業の推進を図られたい。また、当市の水道料金は、給水地域が広大で人口が分散していることなどにより、道内自治体において比較的高い水準にあることから、廉価でかつ安定的な水道水の供給を目指されることを要望する。

2) 下水道使用料について

< 結論 >

下水道事業の安定経営の観点から、現在生じている資金不足を平成26年度から平成29年度の本算定期間中に解消することを目指すべきである。このため、下水道事業の効率化、物件費や建設改良費をはじめとする下水道事業運営経費の見直し、使用料の増額改定等の検討を総合的に行うことを要望する。使用料の増額改定に当たっては、厳しい社会情勢を考慮しその改定幅は、必要最小限とすべきである。

< 結論に至った経過 >

下水道事業においては、前期から引き続き資金不足を生じており、この解消が最大の経営課題となっているところである。

当該資金不足については、主に企業債償還と減価償却の期間が異なることに起因するものであり、長期的には解消が可能である。しかし、資金の不足については、年間を通じた一時借入により資金手当てがなされている現状であり、国からは、平成33年度を期限として資金不足の解消を求められている。平成33年度末までに資金不足の解消がなされない場合、企業債による新規借入れが制限され、下水道事業の経営ひいては市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。

上記の事情を、現下の社会経済情勢も踏まえ慎重に検討した結果、資金不足への対応を先送りすることは、下水道事業の長期的な安定経営を損ない、むしろ後年度負担の増加を懸念させることから、今期において具体的な対策を講じ、解消に向けた道筋をつけるべきであると判断し、頭書の結論に至ったものである。

< 意見 >

北見市の下水道使用料は、前回の改定の後、道内自治体において比較的高い水準にある。このため下水道事業の資金不足の全てを使用料の負担により解消しようとした場合、市民生活に与える影響が大きくなることから、事業の効率化や運営経費の見直し等の総合的検討を行うことを求めたものである。

本審議会としては、資金不足を早期に解消して独立採算を基礎とした安定的な財務基盤を確立し、将来に向けて持続可能な下水道事業を構築するとともに、北見市上下水道ビジョンに基づく事業を着実に実施されることを強く要望するものである。

3) その他

今回の諮問に対する答申は上記の通りであるが、審議会における審議経過を踏まえ、以下のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営に当たり配慮されたい。

1. 市民周知の徹底

下水道使用料の改定に当たっては、十分な期間を確保したうえで周知を行うなど、改定時に混乱を与えることのないよう配慮すること。

2. 今後における料金等及び審議会での議論のあり方について

今回の諮問においては、平成26年度から平成29年度を算定期間として議論を行ったところであるが、算定期間の経営状況やその後の社会情勢の変化を踏まえ、今後においても4年毎に議論を行うこと。

また、議論に当たっては、事業の運営状況や市民要望等を踏まえ、事業全般に亘って幅広い議論がなされることを希望する。

2. 現在の水道料金と下水道使用料について

(1) 水道料金表

(1か月：税抜)

用途	口径	基本料金	従量料金	
			~ 8 m ³	9 m ³ ~
住宅用			~ 8 m ³	9 m ³ ~
	13 mm	1,260 円	45 円	167 円
	20 mm	1,290 円		
	25 mm	1,320 円		
	30 mm	1,320 円		
	40 mm	1,860 円		
	50 mm	3,040 円		
	75 mm	3,240 円		
100 mm	4,310 円			
住宅用以外			~ 10 m ³	11 m ³ ~
	13 mm	1,830 円	53 円	201 円
	20 mm	1,870 円		
	25 mm	1,890 円		
	30 mm	1,890 円		
	40 mm	2,430 円		
	50 mm	3,610 円		
	75 mm	3,810 円		
	100 mm	4,880 円		
150 mm	8,570 円			
浴場用	-	8,820 円	使用水量 100 m ³ を超える 1 m ³ につき 85 円	
臨時用	住宅用に 2 を乗じた額			

(2) 下水道使用料表

(1か月：税抜)

基本使用料	従量使用料		
	~ 8 m ³	9 m ³ ~ 500 m ³	501 m ³ ~
759 円	75 円	161 円	209 円

【参考1】他都市の水道料金体系

旭川市

(1か月：税抜)

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金			
				9 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 50 m ³	51 m ³ ~ 200 m ³	201 m ³ ~
住宅用	-	8 m ³	1,020 円	143 円			
住宅用以外	-	8 m ³	1,020 円	143 円	179 円	215 円	226 円

帯広市

(1か月：税抜)

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金			
				~ 10 m ³	11 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 50 m ³	51 m ³ ~
-	13 mm	-	900 円	45 円	240 円	290 円	310 円
	20 mm	-	1,100 円	81 円			
	25 mm	-	1,300 円	108 円			
	40 mm	10 m ³	5,440 円	-			
	50 mm	10 m ³	10,340 円	-			
	75 mm	10 m ³	19,080 円	-			
	100 mm	10 m ³	29,160 円	-			
	150 mm	10 m ³	60,460 円	-			
	200 mm	10 m ³	86,410 円	-			

他に、「公共用」(国、学校など)の用途区分有り。

北広島市

(1か月：税抜)

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金
住宅用	13 mm	-	720 円	153 円
	20 mm	-	720 円	
	25 mm	-	3,780 円	
	40 mm	-	5,820 円	
	50 mm	-	12,130 円	
	75 mm	-	21,160 円	
	100 mm	-	56,400 円	
住宅用以外	13 mm	-	720 円	250 円
	20 mm	-	720 円	
	25 mm	-	3,780 円	
	40 mm	-	5,820 円	
	50 mm	-	12,130 円	
	75 mm	-	21,160 円	
	100 mm	-	56,400 円	

【参考2】他都市の下水道使用料体系

旭川市

(1か月：税抜)

用途	基本 水量	基本料金	従量料金			
			9 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 50 m ³	51 m ³ ~ 200 m ³	201 m ³ ~
住宅用	8 m ³	1,096 円	156 円			
住宅用以外	8 m ³	1,096 円	156 円	183 円	251 円	275 円

帯広市

(1か月：税抜)

用途	基本 水量	基本料金	従量料金				
			~ 10 m ³	11 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 50 m ³	51 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~
-	-	790 円	50 円	141 円	178 円	218 円	249 円

網走市

(1か月：税抜)

用途	基本 水量	基本料金	従量料金
-	8 m ³	1,574 円	197 円

【参考3】北海道内35市の料金体系

区分	2部料金制 の採用	用途別料金制 の採用	口径別料金制 の採用	基本水量制 の採用
水道料金	35 市	30 市	14 市	33 市
下水道使用料	35 市	14 市	-	33 市

- 「用途別料金制の採用」は、「浴場用」等の用途を含まない。（「住宅用」と「住宅用以外」のみ。）
- 「口径別料金制の採用」14市のうち5市は一部採用。（「住宅用以外」にのみ採用。）
- 水道料金の「基本水量制の採用」33市のうち5市は一部採用。（「住宅用以外」にのみ採用など。）

◎ 水道料金の全国的な基準となっている日本水道協会の「水道料金算定要領」では、2部料金制と口径別料金制が採用されているが、用途別料金制と基本水量制は経過措置としての位置付けであり、原則として採用されていない。

(3) 道内各市の水道料金等

水道料金（住宅用：口径20mm）

（1か月：税込）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
13m ³	夕張市 4,086	石狩市 3,600	名寄市 3,407	美唄市 3,257	赤平市 3,244	深川市 3,142	北広島市 2,925	紋別市 2,916	歌志内市 2,876	滝川市 2,876	砂川市 2,876	帯広市 2,840	三笠市 2,810	稚内市 2,808	芦別市 2,730	網走市 2,710	北見市 2,683	登別市 2,630	留萌市 2,616	富良野市 2,527	根室市 2,440	恵庭市 2,435	士別市 2,233	江別市 2,148	岩見沢市 2,073	札幌市 2,073	釧路市 2,038	小樽市 1,971	旭川市 1,873	苫小牧市 1,755	伊達市 1,728	室蘭市 1,625	北斗市 1,609	千歳市 1,571	函館市 1,545
20m ³	夕張市 6,746	石狩市 5,983	赤平市 5,224	美唄市 5,124	名寄市 5,066	深川市 5,032	帯広市 4,654	歌志内市 4,528	滝川市 4,528	砂川市 4,528	三笠市 4,483	芦別市 4,466	紋別市 4,428	稚内市 4,320	網走市 4,298	留萌市 4,151	北広島市 4,082	恵庭市 4,045	富良野市 4,039	根室市 4,028	登別市 3,969	北見市 3,946	江別市 3,652	札幌市 3,585	岩見沢市 3,434	士別市 3,416	小樽市 3,369	釧路市 3,225	旭川市 2,954	伊達市 2,872	室蘭市 2,651	苫小牧市 2,624	千歳市 2,592	北斗市 2,592	函館市 2,354

1 3 m³は、住宅用の平均使用量。
2 0 m³は、3人から4人家族の標準的な使用量。

給水区域内人口密度（H27年度）

人/ha	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	三笠市 0.30	根室市 0.73	士別市 0.78	美唄市 1.61	夕張市 2.03	稚内市 2.57	岩見沢市 2.74	深川市 2.74	石狩市 2.77	名寄市 3.52	北見市 3.89	千歳市 4.19	芦別市 4.22	紋別市 5.33	伊達市 6.13	赤平市 6.17	網走市 6.29	江別市 6.34	富良野市 7.08	北広島市 7.84	恵庭市 8.14	北斗市 8.82	留萌市 12.23	釧路市 13.95	苫小牧市 16.62	帯広市 17.92	函館市 18.89	旭川市 19.87	室蘭市 24.28	登別市 25.73	小樽市 26.15	札幌市 58.10

管1km当りの給水人口（H27年度）

人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	夕張市 41.47	士別市 49.66	深川市 56.68	三笠市 62.29	美唄市 65.33	岩見沢市 73.50	芦別市 73.58	稚内市 73.82	石狩市 82.34	網走市 90.35	北見市 96.23	根室市 98.13	赤平市 99.56	富良野市 103.67	名寄市 112.71	伊達市 113.11	留萌市 120.65	江別市 129.57	千歳市 131.78	紋別市 132.26	恵庭市 132.38	北広島市 134.09	苫小牧市 140.62	旭川市 144.90	帯広市 148.00	室蘭市 148.10	北斗市 164.83	釧路市 166.61	登別市 169.80	小樽市 196.94	函館市 199.31	札幌市 322.44

中空知広域水道企業団（滝川市、砂川市、歌志内市）は、データが無いため、掲載していない。

施設等の状況（平成27年度）

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
給水人口 （人）	札幌市 1,946,267	旭川市 323,896	函館市 266,395	釧路市 190,708	苫小牧市 172,216	帯広市 164,227	小樽市 121,928	江別市 118,711	北見市 113,519	千歳市 95,299
浄水場設置数 （箇所）	函館市 13	北見市 9	釧路市 6	札幌市 5	士別市 4	名寄市 4	石狩市 4	北斗市 4	小樽市 3	室蘭市 3

水道料金（住宅用以外：口径20mm）

（1か月：税込）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
13m ³	恵庭市 5,593	深川市 4,357	北広島市 4,287	根室市 4,212	留萌市 4,155	夕張市 4,086	赤平市 4,078	紋別市 4,033	登別市 3,842	稚内市 3,790	芦別市 3,726	歌志内市 3,672	滝川市 3,672	砂川市 3,672	網走市 3,661	石狩市 3,600	札幌市 3,558	美唄市 3,556	名寄市 3,407	富良野市 3,358	函館市 3,248	北見市 3,243	三笠市 3,113	苫小牧市 3,049	釧路市 3,010	北斗市 2,916	室蘭市 2,894	帯広市 2,840	小樽市 2,824	士別市 2,798	伊達市 2,646	江別市 2,519	岩見沢市 2,417	旭川市 1,873	千歳市 1,571
20m ³	恵庭市 7,846	夕張市 6,746	北広島市 6,177	深川市 6,027	美唄市 5,990	石狩市 5,983	紋別市 5,961	網走市 5,853	稚内市 5,832	札幌市 5,562	登別市 5,248	赤平市 5,217	芦別市 5,156	三笠市 5,073	名寄市 5,066	歌志内市 5,057	滝川市 5,057	砂川市 5,057	北見市 4,762	小樽市 4,752	釧路市 4,704	帯広市 4,654	江別市 4,492	苫小牧市 4,395	富良野市 4,395	函館市 4,352	岩見沢市 4,276	根室市 4,212	留萌市 4,155	室蘭市 4,104	士別市 3,848	伊達市 3,780	旭川市 2,954	北斗市 2,916	千歳市 2,592

(4) 道内各市の下水道使用料等

下水道使用料(住宅用)

(1か月:税込)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
13m ³	三笠市 3,395	夕張市 3,258	美唄市 3,236	芦別市 3,196	歌志内市 3,054	伊達市 3,024	根室市 3,024	留萌市 3,001	砂川市 2,988	赤平市 2,987	釧路市 2,811	紋別市 2,797	網走市 2,763	滝川市 2,541	深川市 2,417	登別市 2,343	北見市 2,337	名寄市 2,290	室蘭市 2,273	岩見沢市 2,136	富良野市 2,116	稚内市 2,100	旭川市 2,026	士別市 1,990	函館市 1,923	帯広市 1,850	小樽市 1,732	北斗市 1,710	苫小牧市 1,587	石狩市 1,556	恵庭市 1,539	江別市 1,499	北広島市 1,475	千歳市 1,393	札幌市 865
20m ³	三笠市 5,222	夕張市 5,008	美唄市 4,998	芦別市 4,946	伊達市 4,768	留萌市 4,732	歌志内市 4,709	砂川市 4,675	赤平市 4,622	釧路市 4,421	網走市 4,253	紋別市 4,233	網走市 4,082	滝川市 3,954	深川市 3,775	名寄市 3,690	登別市 3,628	室蘭市 3,596	北見市 3,554	富良野市 3,477	岩見沢市 3,413	稚内市 3,240	旭川市 3,205	士別市 3,068	函館市 2,959	帯広市 2,916	小樽市 2,700	北斗市 2,700	江別市 2,542	石狩市 2,531	北広島市 2,397	恵庭市 2,355	苫小牧市 2,252	千歳市 2,239	札幌市 1,371

1 3 m³は、住宅用の平均使用量。
2 0 m³は、3人から4人家族の標準的な使用量。

処理区域内人口密度(平成27年度)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
人/ha	夕張市 10.20	歌志内市 12.18	三笠市 13.10	芦別市 17.18	美唄市 17.69	砂川市 20.05	紋別市 20.77	赤平市 21.40	士別市 22.84	名寄市 24.72	深川市 25.17	千歳市 27.48	滝川市 27.75	北見市 28.65	網走市 28.93	根室市 30.03	岩見沢市 30.93	伊達市 31.72	富良野市 31.82	北斗市 32.03	稚内市 32.68	室蘭市 34.31	恵庭市 36.30	留萌市 37.05	北広島市 37.67	帯広市 37.90	釧路市 37.98	苫小牧市 38.90	旭川市 41.51	登別市 42.17	小樽市 43.91	石狩市 46.82	江別市 47.69	函館市 50.54	札幌市 78.31

管1km当りの処理人口(平成27年度)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
人/km	歌志内市 78.09	夕張市 79.03	三笠市 85.37	美唄市 101.43	芦別市 111.32	赤平市 111.88	紋別市 118.38	網走市 120.05	士別市 123.29	砂川市 131.55	深川市 137.77	北見市 139.09	滝川市 140.96	名寄市 142.47	伊達市 152.90	富良野市 163.84	岩見沢市 164.13	根室市 168.91	留萌市 169.54	千歳市 170.28	室蘭市 178.27	釧路市 179.95	帯広市 180.19	恵庭市 183.98	苫小牧市 184.41	稚内市 185.77	登別市 187.68	北広島市 188.20	石狩市 195.56	小樽市 208.21	北斗市 208.29	旭川市 211.35	江別市 212.61	函館市 231.97	札幌市 313.32

施設等の状況(平成27年度)

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
処理区域内人口(人)	札幌市 1,937,600	旭川市 332,665	函館市 240,551	釧路市 172,389	苫小牧市 171,505	帯広市 162,713	小樽市 120,764	江別市 116,087	北見市 113,636	千歳市 93,652
処理場設置数(箇所)	札幌市 10	釧路市 6	伊達市 5	北見市 4	石狩市 4	小樽市 3	岩見沢市 3	苫小牧市 3	千歳市 3	士別市 2

下水道使用料(住宅用以外)

(1か月:税込)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
13m ³	留萌市 4,729	滝川市 4,404	芦別市 4,379	歌志内市 3,815	赤平市 3,641	三笠市 3,396	夕張市 3,258	北斗市 3,240	美唄市 3,236	紋別市 3,175	伊達市 3,024	根室市 3,024	砂川市 2,988	釧路市 2,811	網走市 2,768	網走市 2,763	苫小牧市 2,680	深川市 2,417	登別市 2,343	北見市 2,337	小樽市 2,297	名寄市 2,290	室蘭市 2,273	富良野市 2,116	恵庭市 2,115	稚内市 2,100	旭川市 2,026	士別市 1,990	函館市 1,923	帯広市 1,850	石狩市 1,556	江別市 1,499	北広島市 1,475	千歳市 1,393	札幌市 865
20m ³	芦別市 5,864	三笠市 5,223	夕張市 5,008	赤平市 5,003	美唄市 4,998	歌志内市 4,822	伊達市 4,768	留萌市 4,729	砂川市 4,675	岩見沢市 4,620	紋別市 4,460	釧路市 4,421	滝川市 4,404	網走市 4,253	根室市 4,233	苫小牧市 3,920	深川市 3,775	名寄市 3,690	登別市 3,628	室蘭市 3,596	小樽市 3,574	北見市 3,554	富良野市 3,477	恵庭市 3,249	稚内市 3,240	北斗市 3,240	旭川市 3,205	士別市 3,068	函館市 2,959	帯広市 2,916	江別市 2,542	石狩市 2,531	北広島市 2,397	千歳市 2,239	札幌市 1,371

当市の下水道使用料は用途を設定していないが、他都市では「住宅用」と「住宅用以外」等の用途を設定している事例があるため、参考として掲載した。

(5) 水道料金と下水道使用料の合計額

住宅用:口径20mm

(1か月:税込)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
13m ³	夕張市 7,344	美唄市 6,493	赤平市 6,231	三笠市 6,205	歌志内市 5,930	芦別市 5,926	砂川市 5,864	紋別市 5,713	名寄市 5,697	留萌市 5,617	深川市 5,559	網走市 5,473	根室市 5,464	滝川市 5,417	石狩市 5,156	北見市 5,020	登別市 4,973	稚内市 4,908	釧路市 4,849	伊達市 4,752	帯広市 4,690	富良野市 4,643	北広島市 4,400	士別市 4,223	岩見沢市 4,209	恵庭市 3,974	旭川市 3,899	室蘭市 3,898	小樽市 3,703	江別市 3,647	函館市 3,468	苫小牧市 3,342	北斗市 3,319	千歳市 2,964	札幌市 2,938
20m ³	夕張市 11,754	美唄市 10,122	赤平市 9,846	三笠市 9,705	芦別市 9,412	歌志内市 9,237	砂川市 9,203	留萌市 8,883	深川市 8,807	名寄市 8,756	網走市 8,551	石狩市 8,514	紋別市 8,510	滝川市 8,482	根室市 8,261	釧路市 7,646	伊達市 7,640	登別市 7,597	帯広市 7,570	稚内市 7,560	富良野市 7,516	北見市 7,500	岩見沢市 6,847	士別市 6,484	北広島市 6,479	恵庭市 6,400	室蘭市 6,247	江別市 6,194	旭川市 6,159	小樽市 6,069	函館市 5,313	北斗市 5,292	札幌市 4,956	苫小牧市 4,876	千歳市 4,831

住宅用以外:口径20mm

(1か月:税込)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
13m ³	留萌市 8,884	芦別市 8,105	滝川市 8,076	赤平市 7,719	恵庭市 7,708	歌志内市 7,487	夕張市 7,344	根室市 7,236	紋別市 7,208	美唄市 6,792	深川市 6,774	砂川市 6,660	三笠市 6,509	網走市 6,424	登別市 6,185	北見市 6,156	稚内市 5,890	釧路市 5,821	北広島市 5,762	苫小牧市 5,729	名寄市 5,697	伊達市 5,670	北見市 5,580	富良野市 5,474	岩見沢市 5,185	函館市 5,171	室蘭市 5,167	石狩市 5,156	小樽市 5,121	士別市 4,788	帯広市 4,690	札幌市 4,423	江別市 4,018	旭川市 3,899	千歳市 2,964
20m ³	夕張市 11,754	恵庭市 11,095	芦別市 11,020	美唄市 10,988	紋別市 10,421	三笠市 10,296	赤平市 10,220	網走市 10,106	歌志内市 9,879	深川市 9,802	砂川市 9,732	滝川市 9,461	釧路市 9,125	稚内市 9,072	岩見沢市 8,896	留萌市 8,884	登別市 8,876	名寄市 8,756	北広島市 8,574	伊達市 8,548	石狩市 8,514	小樽市 8,445	北見市 8,326	岩見沢市 8,316	富良野市 8,315	室蘭市 7,872	帯広市 7,700	函館市 7,570	江別市 7,311	札幌市 7,034	石狩市 6,933	北斗市 6,916	札幌市 6,159	千歳市 6,156	千歳市 4,831

3. これまでの経営状況と長期見通しについて

(1) 水道事業の経営状況

(単位：千円)

年度	損益		資金残高
	【利益(黒字)又は損失(赤字)】		
	当該年度	累積	
H23	9,508	152,254	1,733,638
H24	33,957	186,211	2,150,999
H25	120,493	306,704	2,699,021
H26	226,857	532,310	3,029,891
H27	145,024	677,334	3,300,618
H28(見込み)	131,492	808,826	3,673,605

利益、資金の状況ともに、概ね良好となっている。

(平成26年度は、会計制度の見直しにより退職給付引当金を新たに計上したことなどにより、赤字を生じた。)

(2) 下水道事業の経営状況

(単位：千円)

年度	損益		資金残高
	【利益(黒字)又は損失(赤字)】		
	当該年度	累積	
H23	61,561	1,698,895	2,800,711
H24	99,214	1,599,681	2,412,226
H25	201,799	3,815,483	1,994,814
H26	222,668	3,575,352	1,607,040
H27	267,196	3,308,157	1,197,301
H28(見込み)	313,786	2,994,371	692,781

毎年度、利益を計上し、資金不足の解消を進めている。

< 損益と資金について >

経営状況は「損益」により表されるが、損益計算には減価償却費など現金支出のない費用が含まれることなどから資金の状況とは一致しないため、「資金残高」を併せて掲載した。

(3) 今後の施設更新事業費と収支の見通し(アセットマネジメント)

水道・下水道ともに、サービスを安定的に供給するためには、老朽化した施設を計画的に更新することなどにより、施設の健全性を維持する必要がある。

【施設の保有状況(平成28年度末)】

区分		延長・箇所数	備考
水道	水道管	1,188 km	40年を経過した管は211 km。(17.8%)
	浄水場	9箇所	広郷浄水場は昭和50年に運転を開始。
下水道	下水道管	1,291 km	50年を経過した管は54 km。(4.2%)
	下水処理場	4箇所	北見市浄化センターは昭和38年に運転を開始。

昨年度、アセットマネジメントの手法を活用し、以下のとおり、今後の施設更新等を検証した。

法定耐用年数を超過して施設を長期使用することを前提とした、「目標耐用年数」による更新事業費の見通し。

「目標耐用年数」による施設の更新を行った場合の収支見通し。

【施設の耐用年数】

(水道)

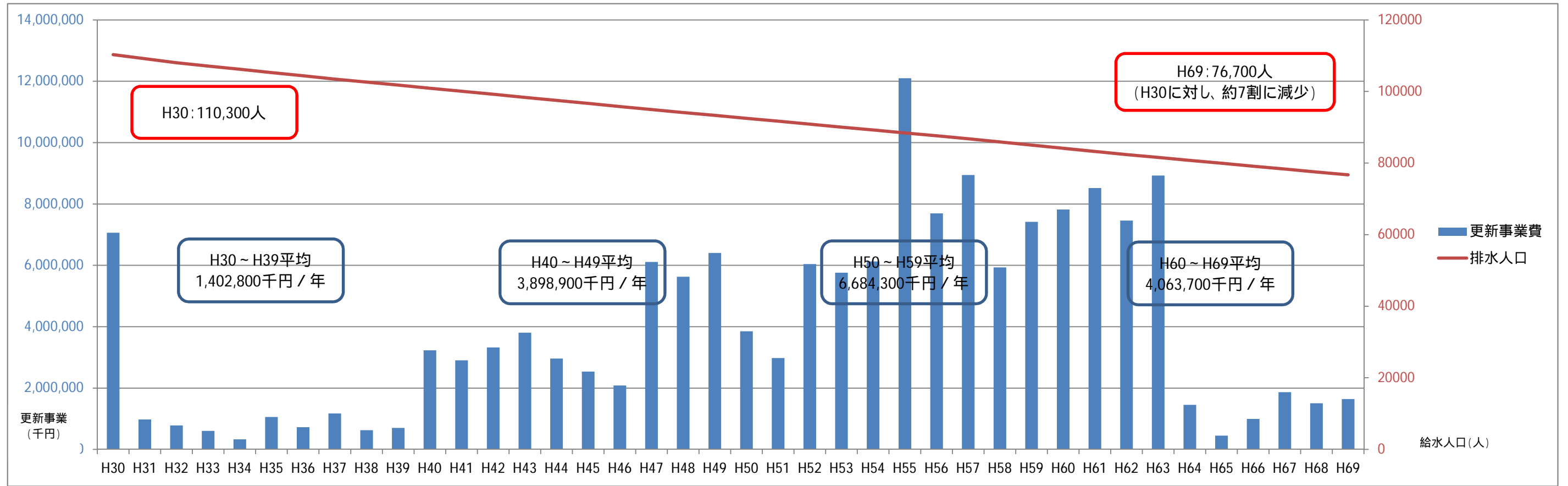
区分	法定耐用年数	目標耐用年数
導水管	40年	40年～80年
送水管		
配水本管		
配水支管	40年	60年～100年
建築	50年	75年
土木	60年	75年
電気	6年～20年	10年～30年
機械	7年～17年	10年～30年

(下水道)

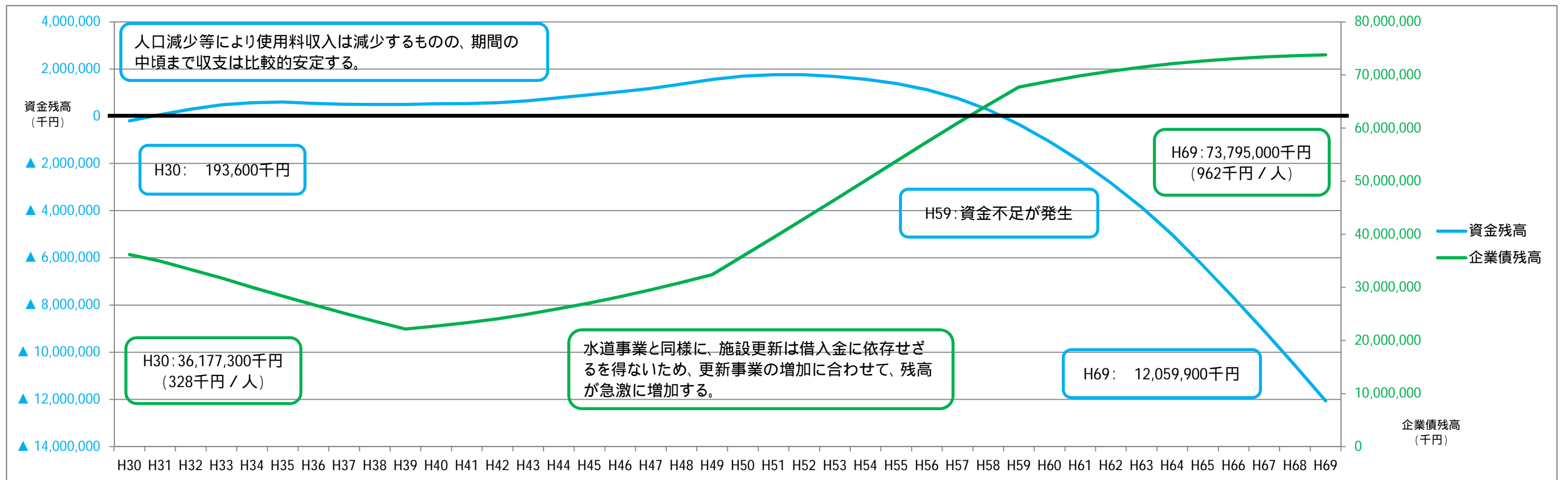
区分	法定耐用年数	目標耐用年数
下水道管	50年	50年～75年
建築	50年	75年
土木	50年	75年
電気	7年～20年	11年～34年
機械	10年～35年	17年～59年

「目標耐用年数」は、当市及び他都市の使用実績、施設の重要度等を勘案し、設定した。

目標耐用年数で更新する場合の事業費、及び排水人口の見込み【下水道事業（雨水処理施設を含む）】



現行料金による収支（資金残高）と企業債残高の見込み【下水道事業】



4. 料金の算定方法について

(1) 算定の基準

- 水道料金：「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）
- 下水道使用料：「下水道使用料算定の基本的考え方」（公益社団法人日本下水道協会）

(2) 料金の算定期間

料金は、ある一定の期間に見込まれる費用を原価として算定する。

水道料金算定要領では、料金ができるだけ長期間にわたって安定的に維持されること、費用の推計の正確性を確保することなどを勘案し、算定期間を概ね3年から5年とすることが適当としている。

当市においては、算定期間を4年としており、次期の算定期間は平成30年度から平成33年度の4年間となる。

(3) 総括原価方式

水道料金算定要領では、算定期間内の料金収入の総額は、総括原価と等しくなるように設定するとしている。

総括原価は、以下の式により、算出する。

$$\begin{aligned} & \text{「算定期間内に発生する費用」} + \text{「資産維持費」} \\ & - \text{「算定期間内に発生する料金以外の収入」} = \text{「総括原価」} \end{aligned}$$

算定期間内に見込まれる料金収入の総額が総括原価を下回る場合は、料金の引き上げ改定を検討する必要がある。

【総括原価の算定イメージ】

区分		H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	期間合計	備考
算定期間内に発生する費用	人件費	10	10	10	10	40	職員の給料や諸手当、退職金など。
	施設維持管理費等	10	10	10	10	40	浄水処理のための電気料や薬品費、施設の修繕費、料金の請求費用など。
	減価償却費	10	10	10	10	40	「施設の建設費」を耐用年数に応じて、費用とするもの。 (耐用年数 40 年の施設を建設した場合、建設費を 40 等分した額が、40 年間にわたって減価償却費となる。)
	支払利息	10	10	10	10	40	これまでに借入れた企業債(施設建設のための借入金)の利息。
資産維持費		10	10	10	10	40	将来の施設更新費に充てるためなどの資金を確保しようとするもの。
費用合計(A)		50	50	50	50	200	
算定期間内に収入される料金以外の収入	一般会計補助金等	10	10	10	10	40	北見市の一般会計からの補助金など。
	水道加入金等	10	10	10	10	40	住宅の新築の際などに徴収する水道加入金など。
収入合計(B)		20	20	20	20	80	
総括原価(A) - (B)		30	30	30	30	120	

水道料金	30	30	30	30	120	算定期間内に見込まれる水道料金の収入額
------	----	----	----	----	-----	---------------------

水道料金 - 総括原価	0
-------------	---

水道料金の収入額は、総括原価の金額と同額となるように設定する。このため、「水道料金 - 総括原価」がマイナスとなった場合、料金の引き上げ改定を検討する必要がある。

(4) 資産維持費

資産維持費の性格

資産維持費は、算定期間内に発生する費用に上乗せして料金原価に含めることになる。

このため、資産維持費を料金原価に含めた場合は、算定期間内に発生する費用を上回る料金が収入され、利益（黒字）を生じ、資金が増加する。

この資金を、施設の更新費や企業債（施設建設のための借入金）の返済に充てることで、事業の財務基盤を強化しようとするもの。

資産維持費の算出方法と全国的な状況等

水道料金算定要領では、標準の資産維持率を3%とし、償却資産の帳簿価額に3%を乗じて資産維持費を算出している。

当市の水道事業で試算した場合、年間の資産維持費は約8億円となる。

この額は、年間の水道料金収入（約23億円）の約35%に相当し、料金原価に与える影響が大きいことなどから、現行料金には含まれていない。

全国的にも資産維持費を料金原価に含めている事業者は4割程度であるが、人口が減少するなかで、施設の更新財源の確保は全国的な課題となっていること、また、水道法の改正案が国会で審議されていることなどから、今後、料金原価に含めることを検討する事業者が増加すると考えられる。

水道法第14条第2項第1号（現行法）	水道法第14条第2項第1号（改正案）
料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。	料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、 <u>健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。</u>

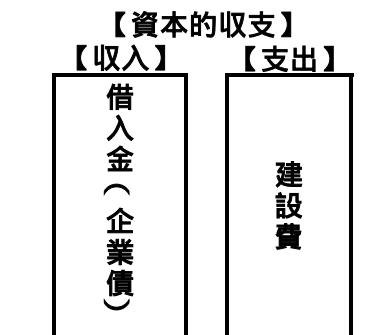
資産維持率の考え方

水道料金算定要領では、資産維持率は、全国的な標準として3%とされているが、長期の収支見通しなどを踏まえて、各水道事業者が適正な率を決定している。

このため、長期的な収支見通しが良好である場合などは、資産維持率を0%として、実質的に料金原価に含めないことも考えられる。

会計内の資金の流れ【資産維持費を料金原価に含めない場合】

(1) 事業開始時の施設建設



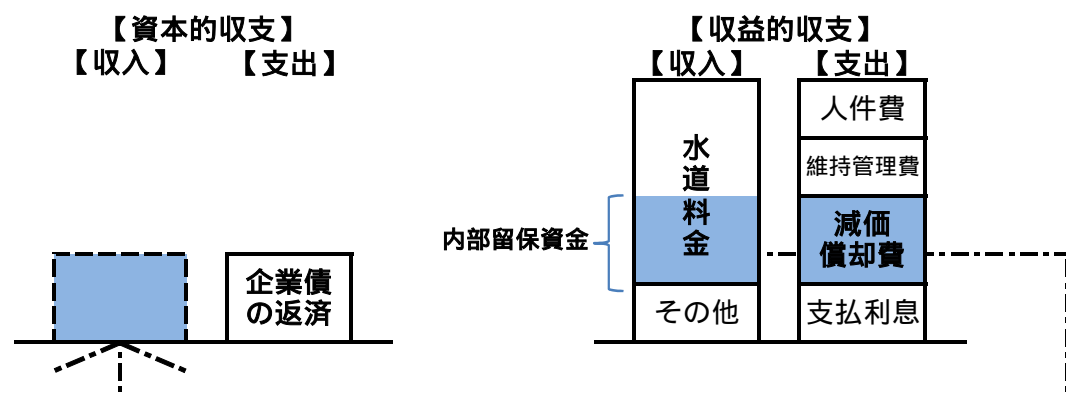
上下水道事業の会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の二本立てとなっている。

「資本的収支」は、「施設を建設」し、「施設を建設するための企業債（借入金）を返済」する収支で、料金原価には直接的には影響しない。

上下水道事業は、事業の開始時に自己資金を有していないことが通常であるため、多くの場合、建設財源の全額に企業債（借入金）を充てる。

出来るだけ分かり易くするため、詳細部分は省略し、簡略化して説明しています。

(2) 施設の完成後



施設の完成後は、「収益的収支」で事業を運営し、主に水道料金を財源として、利用者に対して給水を行う。

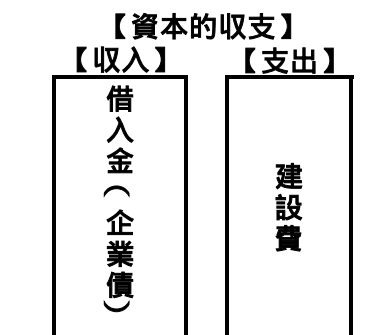
「資産維持費」を料金原価に含めない場合、収益的収支の収入と支出は（計算上）同額となり、利益（黒字）も損失（赤字）も発生しない。

収入は現金として収入されるが、支出のうち減価償却費に現金支出はないため、「減価償却費と同額の現金（内部留保資金）」が残ることになる。

内部留保資金を、「資本的収支」の企業債の返済財源として使用している。

内部留保資金は、施設の更新時の財源として「貯金」されることが理想であるが、企業債の返済財源として全額が使用される。

(3) 施設の更新時



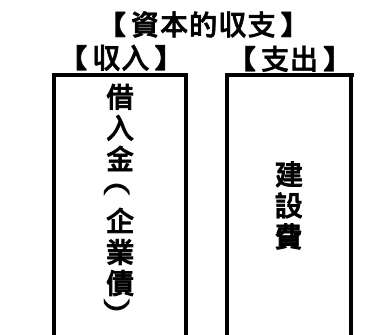
(1)の事業開始時の施設建設と同様に、自己資金を有していないため、建設財源の全額に企業債（借入金）を充てる。

【課題】

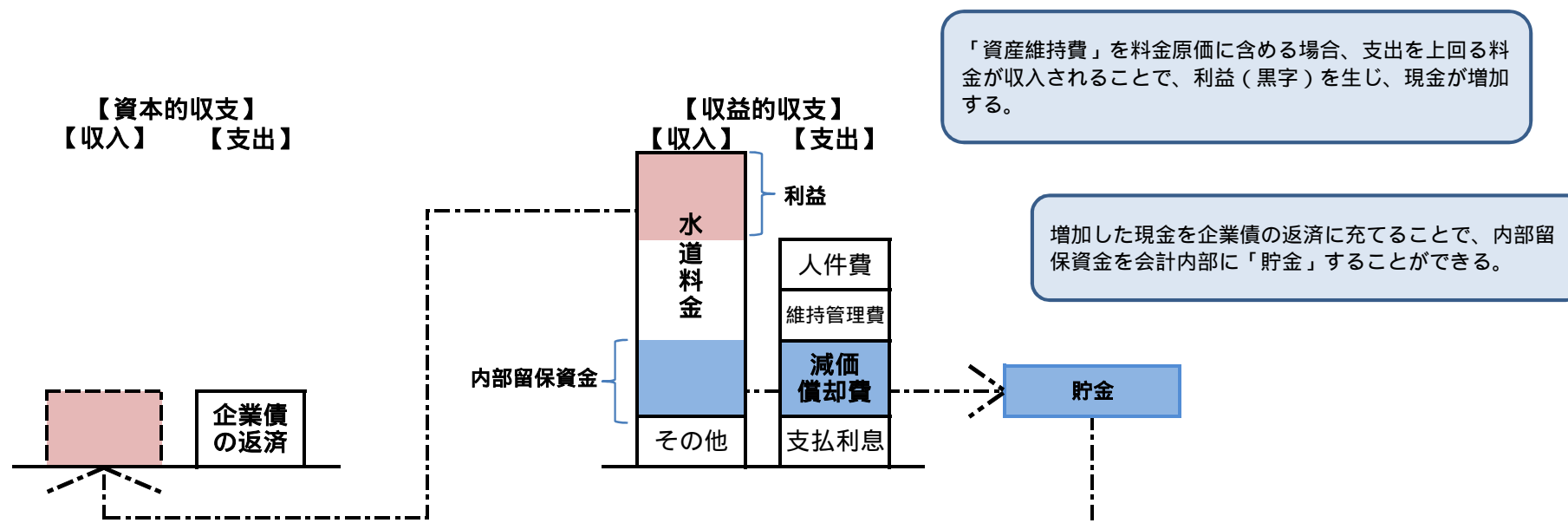
将来に渡って、借入金（企業債）に依存することになる。
 施設の更新時には、物価の変動等により、当初に比較して建設費が高くなるため、企業債残高が膨らみ続ける。
 人口の増加が見込まれる時代であれば機能するが、人口減少下では将来世代の負担が増加する。

会計内の資金の流れ【資産維持費を料金原価に含める場合】

(1) 事業開始時の施設建設



(2) 施設の完成後



(3) 施設の更新時

